

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
工事及び業務への対応等について
お知らせ（その4）**

岡山県農林水産部
岡山県土木部

岡山県の建設工事及び建設関係業務について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、引き続き、次の事項に御協力をお願いします。

記

1 施工中の工事等における拡大防止措置等

- (1) **感染予防の対応を徹底**するとともに、全ての作業従事者等の**健康管理に留意**してください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の**感染者及び濃厚接触者があることが判明した場合は、速やかに発注者に報告**するとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じてください。
- (3) 施工に携わるそれぞれの立場において、「**三つの密**」（**①密閉空間、②密集場所、③密接場面**）を**回避**する対策や、その影響を最大限軽減するよう行動してください。

2 検査、打合せ等における拡大防止措置等

- (1) 可能な限り、電話等を用い、対面しない形式で実施します。
- (3) 対面して実施する場合は、必要最小限の参加者としてください。**特に、県外在住者が来県することは、厳に慎むようお願いします。**
- (4) **室内で実施する際は、「三つの密」を避け**、感染予防に最大限留意してください。
- (5) 検査・打合せ等に出席した受発注者双方の全員の氏名を記録しますので、御協力ください。

3 工事等の一時中止

受注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、又は感染症の影響により、工事・業務を一時中止したいときは、発注者（発注機関の監督員等）に対し、一時中止を希望する期間と一時中止が必要な事情を申し出てください。

申し出があった場合、発注者が一時中止の必要があると認めるときは、受注者の責めに帰することができないものとして一時中止を認めるとともに、必要に応じて、工期の延長等についても適切に対応することとします。

【問合せ先】

土木部技術管理課技術指導班

TEL 086-226-7483